#### 《判例研究

# 既に債務名義を取得している債権に基づく仮差押えの可否

債権仮差押命令申立却下決定に対する抗告事件〕判例タイムズ一三八六号三四九頁 東京高裁平成二四年一一月二九日第一二民事部決定〔平成二四年(ラ)第二五〇六号

清水

宏

できないような特別の事情があり、 【決定要旨】 債権者が被保全債権について債務名義を有している場合であっても、 強制執行が不能または困難となるおそれがあるときには、権利保護の必要性を 速やかに強制執行を行うことの

#### 事実

訴外株式会社A社は、

Yに対して金銭債権

(以下、本件債権という。)を有し、

これについて執行証書

以下、

本

認め、

仮差押えを許すのが相当である。

は、 件執行証書という。)を作成していた。その後、 Aの有する財産につき調査を行うに際して、YがBに対して債権を有しているとの情報を入手したため、本件 Aは破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任された。 Χ

債権に基づいて、

YのBに対する債権

(以下、本件仮差押債権という。)に対する仮差押命令を求める申し立てを行っ

うべきである。

た。

基づく仮差押命令の 原審である東京地裁は、 そこで、 X が、 申立ては権利保護の必要性を欠くとして却下した 本件申立ては権利保護の必要性が認められるなどと主張して、 抗告人の債権仮差押命令の申立て (以下本件申立てという。) (東京地決平成二四年一一 東京高等裁判所に抗告した。 を、 債務名義のある債権 月一六日公刊物未搭

## 【決定:原決定破棄差戻し】

は、 とができなくなるおそれ又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができるとさ 行に着手できるのが通常であるから、 れている(同法二〇条一項)。したがって、債権者が被保全債権について確定判決等の債務名義を有している場合に 財産を保全することを目的とする民事保全処分であり、金銭の支払を目的とする債権について、 …仮差押命令は、 債権者は、 遅滞なくこの債務名義をもって強制執行の手続をとれば、 民事訴訟の本案の権利の実現が不能あるいは困難となることを防止するために、 原則として、 民事保全制度を利用する権利保護の必要性は認め 特別の事情がない限り、 強制執行をするこ 速やかに強制 られ 債務者の責任 ないと

别 難となるおそれがあるときには、 13 他方、 これを本件についてみると、 る場合であっても、 0 事情があり、 仮差押命令の 債務者が強制執行が行われるまでの間に財産を隠匿又は処分するなどして強制執行が不能又は 目的 債権者が強制執行を行うことを望んだとしても速やかにこれを行うことができないような特 が前記のとおりであることに照らすと、 抗告人は、 権利保護の必要性を認め、 破産者株式会社Aの破産管財人であり、 仮差押えを許すのが相当であるというべきである。 債権者が被保全債権について債務名義を有して 破産者の有する執行力のある債

ついては、仮差押えの権利保護の必要性があると認めるのが相当である。」 難となるおそれがあり、上記特別な事情がある場合に当たると認めるのが相当である。したがって、本件申立てに それがあるというべきであるから、 弁済期限が平成二四年一二月一○日であることから、第三債務者から弁済を受けるまで送達を受領しない等するお れを公証役場から相手方に送達し、その送達証明書を添付して債権執行の申立てを行なわなければならない。そう 務名義 いることを予想することが可能となり、相手方において、本件仮差押債権を譲渡したり、また、 (公正証書) により本件仮差押債権に対し債権執行を行なうには、抗告人への承継執行文を得て、かつ、こ 承継執行文付きの公正証書が相手方に送達されることにより、相手方は、抗告人が強制執行の準備をして 債権者において、 債権執行を速やかに行なうことができず、これが不能又は困 本件仮差押債権の

#### 評釈

本決定の理由および結論に賛成である。

# 第 1 既に債務名義の取得された債権を被保全権利とする仮差押えの可否

権利とされた債権について、既に債務名義が取得されているため、 手続を申し立てた場合、 たとえば、 売買契約に基づく売買代金支払い請求訴訟を提起し、その請求認容判決が確定することで債務名義 以下、 民執という。)二二条一号参照〕を取得した者が、 原則として、当該申立ては認められず、却下決定がなされることになる。これは、 即時に無条件で金銭執行手続を申し立て、 当該売買代金債権に基づいて、 仮差押命令 被保全

者の責任財産を差押え、

安全に権利の満足を得ることができ、もって保全の実をもあげることができるので、

敢え

てさらに仮差押命令手続を申し立てる必要がないためである。

えば、 ており、 されており、 のであることから、 る場合には、 ①債務名義は存在するが、 条件成就執行文や承継執行文を要する場合、 執行停止決定前に財産の保全がなされていない場合、 このように債務名義を取得していても、 例外 的に仮差押命令手続の申立てを行うことができると解されている。こうした場合としては 送達手続中に財産の隠匿等がなされるおそれがある場合、②債務名義について執行停止 送達が未了であるとか、 ④担保の提供にかかっている場合、 即時に無条件で強制執行を行うことができない事情が存在す 目的財産が不動産などであって、 ③債務名義が条件の成就、 ④などである。 (6) 同時送達が不可 期 限の 3到来5 決定が か か

で継続するかわからないときは、 ならば、 ておきたいと主張するような場合については、この限りではない。というのは、このような仮差押えが認め ても満足を得られる見込みがないため、当面執行を行わないで、 てをすることが可能ではあるが、 但し、 った恣意的な運用を許すことになりかねないためである。 被保全権利について既に債務名義を取得しており、 債権者にとっては便宜ではあるものの、 たとえば、 債務者の負担が大きく、 応和解を試みたいとか、 その反面、 場合によっては、 債権者の意思いかんによれば、 暫定措置である仮差押えがなされてい 景気の回復を待ちたいとの理由で仮差押命令を得 ある いは、 剰余の見込みが明らかになるまでと 現時点では執 直ちに強制執行 行の る状態が 申立てを行 Ś の申立 つま ń

該債務名義に基づいて強制執行の申立てを行う場合には、 財産に対する管理 に債務名義を取得している 本件におい 一処分権が、 債権者であったAは、 (民執二二条五号)。 Aにかかる破産事件の破産管財人であるXに専属することとなった。そこで、 Yに対する金銭債権につき執行証書を作成しており、 その後、 Aに対して破産手続開始決定がなされたことにより、 承継執行文 (民執二七条二項) の付与を受ける必要があ X が (V て既 当

ろう。 は、 という。)二一条参照〕。さらに、本件のような債権執行においては、その実効性を確保するために、 の選任にかかる書面を提出することになるであろうから、執行文付与の訴えを提起するということまではないであ る。 ないまま、 するに際して債務者の審尋を要しない(民執一四五条二項)とされていることに鑑みれば、何らの保全措置も行わ えで、これを強制執行の申立書に添付して、申立てを行うことになる〔民執二五条、 の謄本を、公証役場から相手方であるYに送達してもらい(民執二九条後段)、さらには、その送達証明書を得たう の有無を調査することになるところ、 上述の①の類型に該当するものと解する。 承継執行文の付与に関して、本件では本件執行証書を作成し、かつその執行文付与機関である公証人が、 もっとも、 相手方に債務名義等が送達されると、 当該執行文の付与を受けて後、債務名義の正本、当該承継執行文、および債権者が提出した文書 承継人である破産管財人Xが、破産手続開始決定書の正本および破産管財人 債権の回収が困難となる可能性がある。こうしたことから、 民事執行規則 差押命令を発 承継

正当であると評価することができる。 した原決定を破棄 裁判所は、 本件決定のように、仮差押えを認めるべきであるとの判断の下に、 事実認定を尽くさせるべく原審に差し戻したものである。こうした本決定の処理については 仮差押えの申立てを却下

# 第2 権利保護の必要性と保全の必要性

#### 1 問題の所在

の必要性の有無に関する問題であるととらえているが、この点については、 本件決定においては、 既に債務名義が取得されてい る債権に基づい て仮差押命令を申し立てることを、 保全の必要性、 厳密には、 仮差押えの 権 利保護

る。そこで、 必要性 〔民事保全法 本件決定の理由の理論的当否を検討するに当たり、 (以下、民保とする。) 一三条一項・二〇条] この問題について考察する。 の有無の 問題であるととらえる裁判例 も存在

#### 2 権利保護の必要性

訟における「訴えの利益」に相応する概念である。(ユ) これは、 権利保護の必要性とは、 どのような実体的 民事保全の制度を利用することのできる正当な必要性があるか否かという問題を 権利や利益について民事訴訟制度を実質的に利用できるかを決める問題である、

要件の問題として位置づけられることになる。 前提条件である訴訟要件のひとつである。そして、保全手続にいわゆる権利保護の必要性についても、(ミョ) された上で初めて、 利および保全の必要性(民保一三条一項参照)についての審判を受けることができるという関係では、 この訴えの利益は、 民事保全手続の利用を求める申立てが適法なものとして取り扱われ、 訴えが適法なものとして扱われるための要件であり、 本案について審理・ 審理対象である被保全権 判決をするため これ やは り訴訟 が肯定

民事保全制度を利用する正当な利益である権利保護の必要性が肯定されることになるとも考えられる。こうしたこ との主張、 の訴えにあっては、 ところで、民事訴訟手続としての給付の訴えにおいては、 請求権の保全を目的とする民事保全手続に投影するならば、 および、 履行期の到来した給付請求権を主張するだけで、訴えの利益が肯定される。そして、この考え 将来の強制執行が不能ないしは困難となるおそれが存在するとの主張を行うだけで、 訴訟要件としての権利保護の必要性は特に問題とする必要はないとの指摘 給付請求権の実現が目的であり、 給付請求権、 すなわち、 被保全権利が存在する わけても現在 通常は 近の給付

とからすると、

保全命令手続において、

わけではなく、そうした点に鑑みれば、保全命令手続においても、 にも一理はあるといえよう。しかしながら、現在の給付の訴えにおいても、 る意義は失われておらず、むしろ、後述する保全の必要性との区別を明確にし、 訴訟要件としての権利保護の必要性を問題とす 給付の訴えが問題とされる場合がない それぞれの問題を適切に処理する

べきである。

の弁論に現れたものに限るべき(弁論主義)であるとされる。 所は、当事者からの主張を待つことなく、申立てについて権利保護の必要性の有無を判断しなければならない。ま とから、この訴訟要件の具備の調査は職権によって開始されることとなる(職権調査事項)。したがって、 事件を排除することによって裁判所運営の効率化を図るというその趣旨に照らせば、 た、その判断の基礎となる資料の収集は、これが本案と密接な関係にあることから、 このように、 権利保護の必要性は訴訟要件であるとされるところ、民事保全手続の利用が正当化されないような 公益的な色彩が認められるこ 調査の過程で行われた当事者

るべきものである。 ように、 続を利用する実益のない申立てに応対させられることを回避できるか否かという問題としてみることになる。この であるか否かというかたちで把握されることになる。さらには、 かというかたちで現出することになる。また、 そして、この権利保護の必要性は、保全命令の申立人の立場においては、 権利保護の必要性は、 申立人、裁判所、 裁判所の立場においては、保全手続の利用を認めるに値する申立て 被申立人の三者の立場・利害のバランスを考慮した上で判断され 相手方である被申立人の立場においては、 客観的に権利保護の必要性があるか否 保全手

しては、 たとえば、 権利保護の必要性は、 ①仮差押債権者が被保全債権について十分な担保を有している場合、 他に特別な救済方法の存在する場合には、これを欠くものとされ、そうした場合と ②強制執行の停止や行政

五〇条一項・二〇八条本文、会社法五一五条一項・二項など)などがあるとされる。 処分の停止を求める場合、 個別執行が禁止されている場合 (破産法四二条二項、 民事再生法三九条一 項、 会社更生法

#### 3 保全の必要性

おそれをいう。 ことができなくなるおそれ、または、 力・財産がないことではなく、 保全の必要性とは、 仮差押えとの関係でいわゆる仮差押えの必要性 被保全権利の存否が確定されるまでの間の暫定的な保全措置が必要であることをいう。 責任財産の量的・質的減少による将来の強制執行の不能もしくは著しい困難となる 強制執行をするのに著しい困難を生じるおそれがあることをい (民保二三条一項) とは、 金銭債権について、 強制 執行をする ま

承継に関連するなど、保全命令手続における重要な要件である。(5)(26) 保全の必要性は、 申立ての記載事項、 審理方式の選択において課題となるほか、 審理対象の把握、 当事者適格

あるとする見解も存在した。しかしながら、 理に入る前提条件ではなく、 必要性の有無が、 の趣旨、 の中には、 の下でも保全手続の審理対象をどうとらえるか、ということとも関連して、様々に論じられてきた。そうした見解 そこで、保全の必要性の性格を巡っては、 被保全権利と並んで、保全の必要性を明らかにして行うことが求められており、 旧法下のものではあるが、保全の必要性を権利保護の必要性と同じく、訴訟要件としてとらえるべきで 保全の趣旨に理 審理の対象そのものであると解するべきである。 由があるか否かについての裁判所の判断の根拠となることからすると、これは審 法一三条一項の定めからすると、 旧法化においては保全訴訟の訴訟物をどうとらえるか、 また、 保全命令の申立てに際しては、 訴訟要件とする見解による場 被保全権利および保全の また、 現行法

と解する。 べきである。こうしたことから、 てその権利に関する通常の判決手続から保全手続を独立させるものとして、 的な制度の運用の在り方を考慮する権利保護の必要性とは性質の異なるものであり、むしろ、保全の必要性によっ いままで本案判決の確定を待っていたならば、 を待つことによって債権者に生じるおそれのある損害を防止する必要性という問題であり、 訟との違いをどこに求めるかが明らかでなくなるという指摘もある。さらには、 被保全権利の有無が審理対象となることになるが、それでは、 保全の必要性は、 債権者にどのような損害が生じるかを考慮するという点では、 審理の対象となる実体的要件であって、 訴訟物である権利関係の存否を判断する本案訴 独自の存在理由を持っていると考える 保全の必要性は、 訴訟要件ではないもの 保全命令が発令され 本案判決

の具体的事情によって客観的に裏づけられる必要があるとされる。 な事実の主張と疎明を必要とする。すなわち、 (33) ることになる。そして、保全の必要性を定める法一三条一項または二〇条一項は、言わば一般条項であり、(③) 基礎づける事実は、 逸・減少、換価困難なもしくは売渡容易な財産への交換等が、こうした事由となる。 えに関していえば、 保全の必要性は実体要件であることから、その審理は弁論主義にしたがい、 強制執行の不能または著しい困難ということの評価概念であるため、これを基礎づける具体的 単なる債権者の主観的な危険では足りず、債務者の資力、 たとえば、 毀損、 贈与、 廉売、 職業、 当事者の疎明を基礎として判断され 隠匿、 そして、この保全の必要性を 経済的信用、 放棄等による責任財産の散 債務者の言動等 仮差押

必要性を基礎づける根拠とはならない。また、 していること等の事情は、 これに対して、債務者が債権者の権利を否認していること、 債務者の責任財産の価値の保全に直接の関連を有していないため、それだけでは保全の 現在既に債務者の財産により、 債務者が履行を拒絶していること、本案訴訟が遅延 債務を完済することができない状況

不十分であれば、

にあることは、 から、 やはり、これだけでは保全の必要性を基礎づけることにはならないとされる。(%) 債務者の責任財産の現状の変更により、 債権者の強制執行が不能となる危険と直接の関連を有しな

たる地位にあると解する。 るものではなく、 ながら、 の関係につい なお、 被保全権利が存在して初めて、保全の必要性が問題となるため、被保全権利に対して、保全の必要性は従 保全の必要性が実体要件であるとして、もう一つの実体要件である被保全権利 ては、 また、 保全命令を発することはできないとされる。(38) 両者を独立かつ対等の審理対象として並列的な関係でとらえる考え方もないではない。(※) 反対に保全の必要性が大きく、 もっとも、 被保全権利の疎明が十分であるからといって保全の必要性 その疎明が十分になされたとしても、 (民保一三条 被保全権 1の疎 朔 利 が 項 齐 0 疎明 しか لح が

#### 4

るの にする必要がある(39)(40) 要性の問題として処理すべき場合と、 以上に述べたことを前提として、 か、 それとも、 保全の必要性の問題であるのかを検討してみる。そして、 既に債務名義が取得されている債権であることは権利保護の必要性 保全の必要性の問題として処理すべき場合とを識別するメルクマー そのためには、 まず、 権 利 (T) ル 保 問 を明 護 題であ 0 必

は、 保全命令を発すべきか否かの判断に際して要求される必要性の問題であるとする見解がある。(织) 必要性の有無の問題であるのに対して、 この点につき、 かつての訴権論との 権利保護の必要性は、 かかわ りで権利保護の必要性を説明する点には、 保全の必要性は、 訴権の 利益に関するものであって、 その利用についての必要性を認めた場合におい 現代における議論として十分なものでは 保全処分制度を利 崩 この見解 するだけ ĸ 7 . の 正当な なお 7

る。 なる問題であることが比較的容易に明らかとなる。そこで、 かわりに着目して単純に両者を識別することは困難であるが、この見解のように、 と保全の必要性とでは、 なくなっているのではないかとの疑問が残らないでもない。 いう概念と、 訴権論との関係に鑑みれば、 前者が本案と密接不可分の存在であり、 それはごく僅かな瑕瑾に過ぎないといえよう。 しかしながら、 基本的にはこの見解のように識別するのが妥当であ 後者が本案そのものであることから、 権利保護の必要性ない 両者の論理関係に着目すれば異 また、 権利保護の必要性 し訴えの

われるおそれがあるか否かという問題であるかを、 題であるか、または、 そこで、 事件の性質および内容との関係において、 当該許容性の存在を前提とした上で、保全手続を利用しなければ、 識別基準とすべきである 一般的に民事保全制度の利用を許容性すべきか 紛争解決の実行性が損な 否かという問

問題が生じるものではない。 既に債務名義を取得しているということは、 通常であるといえる。こうしたことからすると、この既に債務名義を取得していることは、 行により権利の実現を期待できるものであり、 必要はないことを意味し、判決手続等に時間がかかるため、 解が分かれてい こうした基準を前提として、本件決定に関して問題となりうる、 権利保護の必要性の問題と保全の必要性の問題とのいずれとみるべきかについては、 る。 この点、この問題を保全の必要性とみるべきとする見解もないわけではない。(空) むしろ、 直ちに、 原則として、その後再度民事訴訟等の債務名義を作成する手続を経る 民事保全制度を利用しておくべきかという問題には至らないことが それが不要である場合を除い 強制執行による権利の実現が困難となるおそれとい 被保全権利について既に債務名義を取得してい て執行文の付与を受け、 権利保護の必要の問 学説においても見 しかしながら、

と解するのが正当である。

けて、直ちに強制執行を申し立てればよいとするのが一般的であり、 こうしたことを前提として、 既に執行証書 (民執二二条五号) が作成されており、 上述したところの繰り返しとなるが、本件では、 その文脈においては、 この事情だけであれば、 当該執行証書に執行文の付与を受 被保全権利となる金銭債権 通常は、 民事保全手

続

の利用など考える必要がない

保護の必要性が肯定されるものと解する が、 渡その他によって債務者の財産から流出する可能性がある。そこで、こうした場合には、 上述のように、 ること、そして、責任財産を確保する方策が何ら採られていないという事情に鑑みれば、 てをするのに、 したがって、本件を権利保護の必要性の問題として処理した本件決定の理由は理論的にも正当である。そして、({) 強制執行の申立ての手続をするのに時間がかかる限りにおいて民事保全制度を利用する必要性、 確定判決に単純執行文の付与を受けて強制執行を申し立てるような典型的な場合よりも時 本件では、 承継執行文の付与を受けて、債務名義である執行証書の正本を送達し、 短いタイムラグでは 責任財産である債権 強制執行の申立 すなわち権 間 がかか ある が 譲

に反するのではないかとの批判もないではないが、権利保護を実効あらしめるための例外的救済措置として認める(46) 本件のように、 訴訟提起を前提とした仮差押命令の申立てについては、 民事保全制度の特質である付随

### 第3 結びにかえて

きである。

本件決定は、 以上により、 その理由と結論の双方において正当である。 既に債業 務名義を取得し た債権に基づく仮差押命令の申立てについて、 権利保護の必要性を肯定した

理 · 保全の必要性が肯定されるものではない以上、差戻しをするのが妥当であると解する。 は充足されていると判断したものであるため、実体要件である被保全権利および仮差押えの必要性についての審 判断をさせるため、 本件決定は、 原審が訴訟要件の欠缺を理由として申立てを却下する決定をしたのに対して、当該訴訟要件 原審に差戻しを行っている。 権利保護の必要性が肯定されるからといって、 論理必然的に

以上

註

1 <u>一</u> 五 三宅弘人編『基本法コンメンタール民事保全法』(日本評論社、一九九三年)一〇二頁〔上北武男〕、竹下守夫=藤田耕三編 夫 須藤典明 = 深見敏正 = 金子直史『民事保全[三訂版]』(青林書院、二〇一三年)一一一頁参照。また、仮処分に関して、 林書院新社、 民事保全法上巻』(青林書院、一九九六年)一九九頁〔栂善夫〕、竹下守夫=藤田耕三編『民事保全法』(有斐閣、 『新訂保全訴訟』(酒井書店、一九五九年)一四一頁 兼子一『増補強制執行法』(酒井書店、一九五七年)三〇四頁、 二頁 [北山元章]、 一九八二年)一〇〇頁~一〇一頁、 門口正人=須藤典明編 『新·裁判実務大系13巻民事保全法』 西山俊彦『新版保全処分概論』(一粒社、一九八五年)四七~四八頁、松浦馨= 菊井維大=村松俊夫=西山俊彦『三訂版仮差押·仮処分』(青 (青林書院、二〇〇二年) 三四頁 [安東章]、 九九七年 柳川眞佐 一注解

(2) たとえば、不動産競売手続が無剰余を理由に取り消される蓋然性が高い場合には、 別の事情があったとするものとして、名古屋高決平成二〇年一〇月一四日判時二〇三八号五四頁がある。また、 れたが、その送達が未了である場合が実務上散見されるとの指摘がある。 山崎潮監修=瀬木比呂志編集代表 速やかに強制執行を行うことができない特 公正証書が作成さ 『注釈民事保全法

## (3) たとえば、仮執行宣言付判決に対して、控訴提起による執行停止決定を得たものについて、 【上】』(きんざい、一九九九年) 二七五頁 [園尾隆司]。

大判昭和二年三月九日民集六卷三

6

兼子前掲注1・三〇四頁、

時岡泰「債務名義の存在と仮差押えの必要性」

我妻栄編集代表

『別冊ジュリスト保全判

例 百

号九一頁、 した上で執行決定を得たものについて、東京高判昭和四五年四月三〇日東高時報二一巻八三頁がある。 和二五年六月一三日下民集一巻六号八八六頁、さらには、 また、 調停調書に基づく強制執行に対して請求異議の訴えが提起され、 和解調書の存在する債権に基づく仮処分命令申請に対して、 執行停止決定を得たものについて、 東京地

- 4 確定判決のある債権に基づく不動産引渡請求権に関して、 県知事の許可を条件とするものについて、 東京高決昭和四七
- 5 三〇日判時六七九号二一頁がある 傍論として述べたものとして、大阪控判昭和六年一二月二一日法律学説判例評論全集二○巻民訴六九三頁がある.
- 二〇一二年)一五九頁 頁 1, Щ 注1・一五一頁〔北山〕、丹野達『民事保全手続の実務』(酒井書店、一九九九年)三一頁、 (有斐閣、 九八六年)二七頁、佐賀義史「保全の必要性」三宅弘人=荒井史男=岨野涕介編 俊彦]、(仮処分に関して) [安東]、 一九九〇年)一七四頁、 Щ **哈監** 一九六九年) 瀬木比呂志監修『エッセンシャル・コンメンタール民事保全法』 瀬木編代前掲注3 · 二七五頁 〔山本和彦 四二~四三頁、 松浦 = 三宅編前掲注1·一○二頁、竹下 = 藤田編前掲注1注解·一九九頁 柳川前掲注1・一 鈴木忠一=三ヶ月章編 [園尾]、 四二頁、 加藤新太郎=山本和彦 西山 『注解民事執行法 前掲注1.四八頁 (判例タイムズ社、二○○八年)一六五頁〔長谷部 『裁判例コンメンタール民事保全法』(立花 (6)』(第一法規出版、 『民事保全法の理論と実務 丹野達 門口=須藤編前掲注1・三四頁 『保全訴訟の実務Ⅰ』 [栂]、竹下=藤田 九八四年) (上)』(ぎょうせ (酒 三〇頁 井
- (7) 東京地裁保全研究会編 掲注1・三五頁 [安東]、 藤原俊二「公正証書を有する債権者による仮差押え」判タ一○七八号八九頁。瀬木比呂志 『詳論民事保全の理論と実務』(判例タイムズ社、一九九八年)一九頁 [瀬木比呂志]、門口 『民事保全法 須

【第三版】』(判例タイムズ社、二〇〇九年)一五七~一五八頁。

8 される。 開始決定まで日数を要するため、正本送達後に債務者が財産を隠匿するおそれがあり、 たとえば、公正証書を債務名義として不動産に対して執行を行う場合、 菊井=村松=西山前掲注1・一○一頁注(1)。本件は、 債権に対する強制執行であることから、 正本の送達手続にある程度の日数を要し、 こうした場合には仮差押えが必要となると 債権者が取立てを行 さらに競売

また、転付命令を申し立てる可能性もあるが、それでも時間のかかることには変わりないであろう。

9 性を否定した東京高決平成二〇年四月二五日判タ一三〇一号三〇四頁などがある。 剰余を理由とする取消しを受ける可能性が高いからといって、執行が不能とか著しく困難であるとはいえないとして、保全の必要 について十分な担保を有する場合に関する東京高決昭和六〇年三月二八日判時一一五二号一四三頁、そして、 宣言による執行が確定的なものではないことを理由とする東京地判昭和四八年六月五日金法七一一号三四頁、 昭和三九年一〇月二〇日判時四一〇号三〇頁、前掲東京高判昭和四五年四月三〇日、 て、この問題に関するリーディング・ケースとされる前掲大判昭和二年三月九日、前掲東京地決昭和二五年六月一三日、大阪高決 た、東京高判昭和五五年一〇月三〇日判時九八四号七四頁がある。これに対して、保全の必要性の問題として取り扱うものとし る仮差押えの申立てを却下したものとして、東京高決昭和三二年五月一五日判タ七一号五七頁、 四日、さらには、 裁判例のうち、 既に仮差押決定を得た債権について仮差押えの申立てをした場合に、 権利保護の利益の問題として扱うものとして本件決定がある外、 執行証書を作成している場合に不動産に対す 前掲東京高決昭和四七年八月三〇日、 権利保護の必要を欠くものとして却下し 前揭名古屋高決平成二〇年一〇月 不動産競売手続が無 申立人が被保全権利

名義を取得している債権者が仮差押命令を申し立てることの可否」岡大法学五九巻三・四号一一九頁以下がある。 なお、前掲東京高決平成二○年四月二五日の評釈を中心テーマとしつつ、裁判例を整理・分析したものとして、 吉 岡 伸 一 債

(10) 西山前掲注1・四七頁、東京地裁保全研究会編前掲注7・一八頁〔瀬木〕。

11 事実関係を考慮して、 となりうるものかどうかを問題とする権利保護の資格と、権利保護の資格が満たされていることを論理的前提として、 上第三 に設けられた要件をいう。 通常の訴えの利益とは後者を指すとするものとして、伊藤眞 民事訴訟における訴えの利益とは、 二版補訂版 (有斐閣、二〇一三年)三四三頁など。また、これを、①訴えによって定立されている請求が本案判決の対 本案判決によって訴訟物についての争いが解決されうるかどうかを問題とする権利保護の利益の二つに分析 新堂幸司『新民事訴訟法第五版』(弘文堂、二〇一一年)二五七頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法 本案判決をすることの必要性およびその実際上の効果を個々の請求について吟味するため 『民事訴訟法 [第4版] (有斐閣、二〇一一年) 一六七~一六八

頁がある

12 決めるものであるため、 訴えの利益は、 紛争解決の実行性を欠く本案の審理・判決を避けるための要件であって、 民事訴訟制度の運営の方向を左右する重大な問題であり、 いわゆる訴権論の中核的な問題として論じら 民事訴訟制度の実質的な利用条件を

その議論を通じて発展してきた。

どがある。 説、さらには、 判決請求権説、 内容とする抽象的訴権説、請求認容判決を請求する権利として構成する具体的訴権説、本案判決を請求する権利であるとする本案 するかということと対応関係にあることから、訴権に民事訴訟制度の目的論が反映される形で、 て民事訴訟制度を利用する機会が生じることから、訴えの提起に裁判所がどのような対応をするかは、 られるか、 権と呼び、その権利を内容としてどのような行為ないし裁判を求めるものと構成するべきか、また、それがどんな要件の下に認め すなわち、 訴権を司法上の権利から切り離し、 さらには、そのような権利を観念する実益があるか、といった諸問題に関する議論をいう。そして、訴えの提起によっ 訴権論とは、個人が訴えを提起し、 裁判所に対して、具体的な状況と段階に応じて、法律上必要な行為はすべて要求できる権利とみる司法行為請求権 訴権とは訴訟の制度目的の主観的な投影に過ぎないとみて、それを訴訟理論の中核に据えることを否定する見解な 別箇独立の権利とする公法的訴権説、 裁判所において裁判を受けることのできる関係を、 訴えに対して何らかの判決が得られることを訴権の 議論がなされた。こうした見解に 個人の権能とみて、 民事訴訟の目的をどう把握 これを訴

益も残されているとの指摘もある。新堂前掲注11 求するおそれがないとは言えないとして、 の立場と利用者である当事者の立場が対立する場合が多く、制度運営上の合理性を権利保護を求める利用者の不当な犠牲の上に追 ど大きくないとの評価がある。他方、訴えの利益は、事件ごとに微妙な利益衡量が要請され、その際には制度運営者である裁判 いう観念を作り出した点では、有意義であったものの、現代においては、これを立法論・解釈論の指針として用いる実益はそれ この訴権論には、 私権と訴訟上裁判を要求できる地位とを分離し、 利用者の立場を第一義とした解釈・立法への指導標として、 三四 一頁以下など参照 また、 両者の密接な関係に鑑みて訴えの利益や当事者適格と 訴権という観念を用いる実

13 こうした議論を背景として、 新堂前掲注11・二三五頁、 民事保全手続における権利保護の必要性についての考察も行われるべきである。 二四一頁など。

18

藤原前掲注7.八八頁

- 14 法務、二〇一一年)四三頁〔栗原良扶〕、松本博之『民事執行保全法』(弘文堂、二〇一一年)四八九頁など。 者が訴訟能力を具備するか、代理権によって補完されていること、 籍が日本国に属すること、②申し立てられた裁判所が管轄権を有すること、 が挙げられる。 民事保全手続において訴訟要件とされるものには、ここで問題となっている権利保護の必要性の外、 竹下=藤田編前掲注1注解・一二九頁 [高野伸]、 ⑤当事者適格を有すること、 原井龍一 郎=河合慎一編著 ③当事者が実在し、 『実務民事保全法 ⑥申立てが適式であること、 当事者能力を有すること、 ①事件の人的・物的裁判 (三訂版)
- (15) 高橋前掲注11・三四九頁など。
- (16) 松浦=三宅編前掲注1・一○○頁〔上北〕。
- 17 起するに際して、訴えの利益が肯定される。高橋前掲注11 義としての執行証書のある請求権でも、当該債務名義に対する請求異議の訴えを予め封じる意味において、新たに給付の訴えを提 性や滅失した判決原本を再取得するために、訴えの提起をする場合は、 たとえば、既に確定した給付判決の存在する請求権については、原則として、 ·三四九~三五〇頁参照 例外的に訴えの利益が認められるとされる。 訴えの利益は認められないが、時効中断 また、 の必要
- (20) 新堂前掲注11・二五八頁~二五九頁、高橋前掲注11(19) 新堂前掲注11・二三七頁、四九○頁など参照。
- 価に関する指摘は正当であるといえよう。 ・三四四頁など参照。 なお、こうした文脈から、 注12における訴権論の評
- (21) 瀬木前掲注7・一五八頁以下。
- (2) 原井=河合編前掲注4・・四四頁〔栗原〕、佐賀前掲注6・一六七頁など。
- 23 二七〇頁 竹下= [園尾]、 藤田編前掲注1注解・一三五頁 瀬木監前掲注6 · 一六一頁 [高野]、松浦=三宅編前掲注1・一〇〇頁 [上北]、 [長谷部]、 加藤=山本編前掲注6・一一三頁〔深見敏正〕など。 山崎監·瀬木編代前掲注3
- (24) 原井=河合編前掲注14·五六頁〔栗原〕。
- (25) 原井=河合編前掲注4・四四頁〔栗原〕。

- 26 七四頁参照 保全の必要性が審理 の対象となる実体要件であることを明確にしたものとして、 最判平成一五年一月三一日民集五七巻
- 27 II 7・一七二頁以下などがある。また、西山前掲注1・二○頁以下、 藤田編前掲注1注解・一九九頁〔栂〕、松浦=三宅編前掲注1・一○○~一○一頁〔上北〕、 学説を整理し、 法改正もふまえて詳細に分析したものとして、 佐賀義史 竹下=藤田編前掲注1・ 「仮差押えの必要性」 四二頁以下 原井=河合編前掲注14 ジュリ九六九号一九九頁 [吉村徳重]、 瀬木前掲注 四六頁以下 竹下

[栗原]、

加藤=山本編前掲注6・一一四頁

[高野]

参照

- 28 通信、 九五頁以下、 全訴訟の訴訟物たる地位について―」村松俊夫裁判官還暦記念論文集『仮処分の研究〔上巻〕 保全の必要性を権利保護の利益と同様に訴訟要件の問題ととらえる見解として、 一九五九年)三四八頁以下がある。 石川明 「保全訴訟の訴訟物」 今泉孝太郎=田中実編 『小池隆一先生還暦記念論文集・比較法と私法の諸問題』 伊東乾 「仮処分における被保全権 総論 (日本評論社、 利 九六五年 (慶応
- 29 門口  $\parallel$ 須藤前掲注1・三三頁 [安東]、 藤原前掲注7 · 八八頁
- 30 佐賀前掲注6 · 一六七頁
- 31 西 Щ 前掲注1・二一頁、藤原前掲注7・八八頁
- 32 西山前掲注1 · 四七頁注 1 竹下=藤田編前掲注1・ 五三頁 犯 氘 藤原前掲注7・ 八八頁など。
- 33 原井 =河合編前掲注14 ・四四頁、 五六~五七頁 〔栗原〕。

34

原井

河合編

前掲注14

・五七頁

〔栗原〕、

竹下=藤田編前

掲注

1

五. 〇

頁

犯

氘

竹下

i

藤

田

編

前

掲

注 1 注解

九

八八頁

[栂]、

丹野前掲注1民事保全手続・三二頁など。

1

- 35 鈴 木=三ヶ月編前掲注6・二九頁 (西山)、 佐賀前掲注1・一六九頁など。
- 36 竹下= 〇〇頁 藤 田編前掲注1・ [上北] 参照 五三頁 犯 氘 原井= 河合編 前掲注 14 四五頁注 8 〔栗原〕 など。 なお、 松浦

三三宝

編

前掲

37 西 山 前掲 注 四〇頁、 竹下= 藤田 編前掲注1注解 一三五頁 [高野]、 竹下= 藤田 [編前掲注1注 解 九九頁 [栂]、 松浦

三宅編前掲注1・一〇〇頁〔上北〕など。

(38) 佐賀前掲注27·一九九頁、竹下=藤田編前掲注1注解一九九頁〔栂〕。

39

この両者は、

しばしば混同されがちであり、

実際、

旧法時代にはそうであったとの指摘がある。東京地裁保全研究会編前掲注

た。

7.一八頁〔瀬木〕、 八〇頁は、権利保護の必要がないことを保全理由の欠缺としており、 瀬木前掲注7・一五六頁。たとえば、松岡正義 権利保護の必要性を保全の必要性の一環としてとらえてい 『保全訴訟仮差押及仮処分要論』 (清水書店

40 こうした手続形式をとっかかりとしてメルクマールを明確にすることはできないのであって、やはり、 がなされている。 たかが識別できそうでもあり、その分析を通じて一定のメルクマールの抽出が可能となるのではないかとも思われる。 判決がなされる。そして、このことから、仮に裁判例が両者を混同して利用していたとしても、その真意としては、いずれであっ 合は、訴えを却下する訴訟判決がなされるのに対して、実体要件の欠缺、すなわち請求に理由がないことに基く場合は、請求棄却 る裁判が一つのメルクマールとなることが考えられないではない。すなわち、民事訴訟において、訴訟要件の欠缺を理由とする場 なお、 ところで、上述のように、権利保護の必要性が訴訟要件であり、 民事保全手続では、実務上、訴訟要件の欠缺の場合も、 現行法の下でも、上述の注9で取り上げた前景東京高沢平成二〇年四月二五日と前掲名古屋高決平成二〇年一〇月 同様の問題について、異なる実務上の取り扱いがなされている場合がある。 竹下=藤田編前掲注1・一五七頁〔北山〕、原井=河合編前掲注14・一八〇頁〔華学昭博〕など。 実体要件の欠缺の場合も、 保全の必要性が実体要件であるとするならば、 同じく申立てを却下するという形式の決定 両者の区別は実質的な検討 したがって、 申立てに対す しかしなが  $\mathbb{H}$ 

(41) 西山前掲注1・四七頁。

の下に行わざるを得ないのである

42 松浦 = 三宅編前掲注1・一〇〇頁 [上北]、 権利保護の必要性の問題と保全の必要性の問題の相違を意識的に明確にした上で、 竹下 = 藤田編前掲注1注解・一九九頁 每, 保全の必要性の問題であるとするものとし 原井=河合編前掲注14 ・四三頁

など。また、こうした点を明らかにせず、

あるいは、

当然に保全の必要性の問題とするものとして、

兼子前掲注1・三〇四

45

藤原前掲注7・八九頁によれば、

頁 頁 掲注6・一七〇頁・一七四頁 時岡前掲注6 · 四二頁、 丹野前掲注6・三二頁、 菊井=村松=西山前掲注1·四一頁·一○一頁、 加藤 = 山本前掲注6 · 一五八頁 ~ 一六〇頁 [佐賀]、 竹下=藤田編前掲注1・一五一 [山本]、 頁 (北山)、 丹野前掲注6保全訴訟・二七頁、三宅=荒井=岨 須藤=深見=金子前掲注1・一一一頁など。 山崎監=瀬木編代前掲注3・二七四~二七五

43 6 頁以下 〔瀬木〕、 西 一六五頁 [長谷部]、松本前掲注14・四九一頁など。 山前掲注1・二〇頁以下・四六頁以下、 瀬木前掲注7 · 一五六頁以下、 鈴木=三ヶ月編前掲注6・三〇頁 門口=須藤編前掲注1・三三頁 [安東]、 (西山)、 藤原前掲注7.八八頁、 東京地裁保全研究会編前掲注7・一八 瀬木監前掲注

44 う。 なお、 本件原審決定も、 結論的には問題があるものの、 権利保護の必要性の有無が問題となるとしたところまでは評価できよ

正本の送達証明を提出するまで執行官室においてある程度の日数を要するとされる。

- 47 46 られたものであって、…本案訴訟を起こすことを考えていない債権者の権利保護のために認められた制度ではない」と判示する。 続が取り消された場合について、 菊池浩明「債務名義を有する債権者が債務者所有の不動産に対して強制競売の申立てをしたが、 前掲東京高決昭和三二年五月一五日では、「仮差押制度は、本案訴訟を起こすもののために、 権利保護の必要性があるとしてこの不動産につき仮差押命令を申し立てることができるとされた 本案請求権の保全のために認め 無剰余を理由に強制競売の手
- 48 その際には、 債務者による財産隠匿のおそれ等、 強制執行を不能または困難らなしめるおそれのある事情を具体的に疎明しな

け

ればならない

藤原前掲注7.八九頁

事

例

別冊判夕二九号二三三頁

しみず
ひろし・法学部教授